

第139回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成28年10月11日(火)																															
招集場所	米子市役所 402会議室																															
開 会	午後1時30分																															
出席委員	1番	生田 英夫委員	2番	森田 正敏委員	3番	友森 一夫委員	4番	吉澤 一誠委員	5番	安達 卓是委員	6番	森中 喜輝委員	8番	仲本 悟委員	9番	小林 秀美委員	10番	新納 勝美委員	11番	矢倉 篤實委員	12番	山中 春夫委員	13番	井田 律子委員	14番	松林 貢委員	15番	大縄 敬次委員	16番	高橋 敦美委員	17番	三島 通政委員(部会長)
欠 席	7番	田口 正廣委員																														
事 務 局	高西会長	池口事務局長	宅和係長	河野主幹	山本主幹	長谷川主任																										
日 程	1	農地法各条申請地現地調査																														
	2	部会長あいさつ																														
	3	議事録署名委員の指名																														
	4	議事																														
	(1)	農地法各条申請審議等																														
	ア	第30号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について																													
	イ	第31号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について																													
	ウ	第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について																													
	エ	第33号	米子市農用地利用集積計画の決定について																													
	オ	第34号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について																													

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時48分

議長（三島委員）

現地調査に引き続きまして、第139回の農地部会を開きます。

議長（三島委員）

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号5番の安達委員と議席番号6番の森中委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、実行組合の用事で議席番号7番の田口委員が欠席です。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第30号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号11の古市について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号11の古市について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が高齢のため、同居の子である譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は67アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（松林委員）

はい。今、事務局の言われたとおりですけど、現地を確認いたしましたら、全部耕作管理されていましてのご報告いたします。以上です。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、これにつきましてご意見、ご質問等ございますか。

無いようですので採決をしたいと思えます、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号12番の淀江町西原について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

番号12の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が本年1月に相続した農地を、隣接耕作者である譲受人が売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は65アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1番（生田委員）

譲渡人が相続した農地を、隣接農地耕作者である譲受人が売買により1,259平方メートルを取得しようとするものです。許可要件には特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと質問。

議長（三島委員）

どうぞ。

高西会長

これは、淀江町西原のどの辺だ。

1番（生田委員）

〇〇っておりますが、あそこの前です。

高西会長

良い値がしたものですね。あそこは、農振には入ってますか？

事務局（長谷川主任）

場所的には入っているかと思いますが。

高西会長

入っているということですね。

事務局（長谷川主任）

はい。

高西会長

はい、わかりました。

議長（三島委員）

他にございませんか。無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号13番の二本木について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号13の二本木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が住宅を建設する際に土地を測量した結果、譲受人の所有する宅地が譲渡人の敷地に含まれていることが判明しました。双方話し合いの結果、譲渡人が所有する農地175平方メートルと譲受人が所有する宅地1.87平方メートルを交換することになり、今回の申請となりました。

取得後の経営面積は33アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（仲本委員）

先ほど説明があったとおりでして、以前より塀が出来ていたそうですが、その時に立ち会いが不十分だったため、今回そのような宅地と畑と等価交換するという話し合いがもたれ、出されたものでございます。

許可要件には特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号14番の上福原について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号14の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が労力不足により、農地を知人である譲受人が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は143アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第

2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（吉澤委員）

はい。事務局が説明したとおりですが、現地は畑になっていまして、色んな作物が植えてあります。きれいに作付していますので問題ないと思いますが、ただ一つ引っかかりましたのが、この対価10アールあたり〇〇円ていうのが、どうにも気になったものですから、何か理由があるかって、事務局と譲渡人に確認してみました。事務局は、売買の話なので特にこだわることはないという説明があったのですが、譲渡人に、こういった値段で出すと部会で何かあるんだろうと、何か事情があるのなら聞かしてもらえませんかと言って聞かせてもらいました。そしたら、買う人はこの田を5.6年位前から借りて現在耕しているらしいです。電話で確認したら、まあよく分からんけどもまあ、という話だったんです。まあ、これで納得されているんですねって聞いたら、よく分からんですけど、これで安いんですかね、もう一度話したらいいんですかねと。まあ、それは私が言うことではありませんが、これでよければ会議にかけますけどって言って電話を切ったんですけどね。ただ、余りにも安すぎる値段なので、適正なっていうか指導の仕方ってないのかなって感じでこの件は確認をしました。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

はい。たまにこんなことがよくありますわな。

事務局に聞きますけども、標準農地の価格っていうかね、年に1回標準価格を確か周知するが、実行組合だかを通じて。それで、当時言ったと思うけどな。わたしが心配なのは、そういう標準価格があるようだったらな、何で知らせてもらえなかったかって言われたときに農業委員会としても何だけん、それは毎月毎月とは言わんけど、きちんと定期的にそういう情報は提供してあげないといけんって話したと思うけども。古い人は大方覚えとると思うけど、あれは路線価が発表されて、そうしてそういうのは何年に一回っていうか、毎年するのかな。

事務局（宅和係長）

はい。農地の売買価格につきましては、公表しているようなものは特にはないです。あるのは、賃借料情報、作業労賃、作業労賃は地元か

ら出してもらって、審議して決定して公表しているものですが、農地の対価につきましては、公表はしていません。

高西会長

路線価が何ぼで、評価がどれ位ということは、あれ言いませんか。

事務局（宅和係長）

年一回、農業会議から依頼が来まして、委員さんに見ていただいて、このくらいが標準的な価格だということはありません。

高西会長

それは、委員会ではありますが、農家の人には、そういうのはしないかな。

事務局（宅和係長）

農業委員会としては、しておりません。

高西会長

わたしはこういう経験があります。淀江の小学校の下の辺で売買の話があって、相談を受けました。何処がいくらかなんてことは言いませんでしたが、そういう何かがあるはずだと言って、その当時、売買されたのがあの辺で大体どれ位だったっていうことを参考に話してあげたことがありました。わたしの勘違いかな。そういう記憶があって、今、話しましたが。

12番（山中委員）

前に、高値がいくら、安値がいくらっていうのを見た気がしますが。

事務局（長谷川主任）

失礼します。1年に1回、田畑売買価格の調査というのがあり、各地区においてこのくらいの金額で農業会議に報告させていただきたいということでお話しをする際に、過去1年の3条で10アールあたりいくらだったかというリストは付けて、ちょうど、今日ご説明させていただくことになっていますけども、あくまで全国農業会議所が統計データとして公表する際の基礎資料としての数字ですので、特に農家の方に参考になるような数字はないかという問い合わせに対して、出せるものは農業委員会としてはないです。

高西会長

わたしの記憶間違いだったかも分からんなあ。いくらで売買しなさいなんてことは言えんだけど、標準ではこんなことだと、後は買い手と売り手とでよく相談の上、やってくださいと。

4 番（吉澤委員）

事前に相談でもあればね。あそこの辺りはだいたいいくらだったと、地元委員としては言えるんですけど、こういった何も決まった後だと、何にも話ができんですけん、とにかく、何となくすっきりせんもんですけん。

事務局（長谷川主任）

失礼します。例えば、通常3条の許可については、売買価格も含めて決めらうえで来られる方がほとんどなんですが、問い合わせがありましたら、地元委員さんに聞いてみられたらどうかということで、皆様にご案内させていただいてもよろしかったでしょうか。

高西会長

それは、いいわい。

事務局（長谷川主任）

では、照会があった際にはそういった形で、地元委員さんにご案内させていただくということで、今後さしていただければと思います。

高西会長

一番心配することは、そういうことがあったのなら参考のために教えてもらえればよかったのに、なんて言われると困るので。ですから、言い訳ができるようにと言えば語弊があるけども、やっぱりそういう情報は、誰が幾らでなんていうのは個人情報になるので言っちゃいけないけど、後は双方協議のうえ決めてくださいというくらいのことは言ってあげないといけないのではないかと。

議長（三島委員）

他にございませんか。無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号15番の西福原7丁目について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号15の西福原7丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、双方の希望により、農地を隣接農地耕作者が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は38アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（大縄委員）

今、事務局が説明したとおりです。これは、431号線のニトリという家具屋の裏側のあたりです。これは、進入路がないっていうのがあり、探しにくかったのですが、特に問題はありません。いい具合に畑も作ってあります。以上です。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

結局、条件が悪いからこんなに安いんですね。

15番（大縄委員）

ああ、そうです。

高西会長

普通に考えれば、西福原でこれは、タダみたいなものだけんね。進入路がないけん。

議長（三島委員）

そういたしましたら、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号16番の吉谷について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号16の吉谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人の相続した農地を本家で近隣農地耕作者である譲受人が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は65アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（松林委員）

事務局が言われたとおりですけど、譲渡人と譲受人は、親が兄弟でいとこ同士の関係です。譲渡人が、分家でもらわれた土地を売買で譲渡人に返すという話で、別に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

高西会長

だんだん安い土地が出てくるなあ。

議長（三島委員）

続きまして、番号17番の尾高について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号17番の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が実家近くに自宅を新築するにあたり、譲渡人の要望により、農地を隣接耕作者である譲受人が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は146アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（高橋委員）

事務局から説明のあったとおりですけど、目久美町の方が譲受人で譲渡人が西福原の方で違和感があるみたいですけど、譲渡人が数年前まで尾高に住んでおられまして、譲受人はこの物件の近くの農家から嫁いで今の住所となっています。説明があったように、目久美町から尾高に家を新築する計画もあって、農地を購入しようとするものです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと聞いてみいけども、56平方メートルで今は耕作してあるわけ。

16番（高橋委員）

今はきちんと管理してあります。

高西会長

将来的には、ここに家を建てるわけか。

16番（高橋委員）

そこまでは、確認しておりません。

高西会長

そんなことを何で聞くかっていうと、56平方メートルなんていうと遊休農地になりがちだわなあ。

16番（高橋委員）

いや、今はきちんと管理してあって、実家はここから20メートル隣の方にあります。

高西会長

56平方メートルなんて小さげなものだけど、例えばこの土地の隣に譲受人の農地があるなら分かるけども、飛び地でこれだけだったら本当に農業されるのかなと思ったので聞いているわけです。

事務局（長谷川主任）

失礼します。譲受人が譲渡人から宅地を買って実家の近くに家を建てるというときに、譲渡人の畑がこれだけ残ってしまうことになり、実家の畑も本当に近くにあるので、今回ここも一緒に買いましょうということで申請に至ったということを知っています。隣ではないですが、1枚挟んで隣に実家の畑がございます。

高西会長

わかった。その辺ちょっとな、補足しておけばよく分かりましたが。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、6ページ議案第31号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項に規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ番号4の浦津について、地元委員さんから説明を求めます。

8番（仲本委員）

議案のとおりでして、浦津の畑、面積1,215平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、300メートル以内にインターチェンジがあり、第3種農地に該当すると思われます。開発許可も不要であることも確認しております。転用については問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ議案第32号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ番号51の古豊千について、地元委員さんから説明を求めます。

6番（森中委員）

今日、一番最後に現地調査をした場所で、今年の3月にも現地で説明しましたが、28年3月に農振除外の案件として農地部会で審

議されて許可になった案件です。その許可になった土地を角森板金屋ですけど、かなり修理件数が増え、敷地内が狭くなったということで駐車場を拡張するものでございます。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行の排水同意もあります。駐車場なので、開発許可も必要ないことを確認しております。審議の方をよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号52の吉岡について、地元委員さんから説明をお願いします。

8番（仲本委員）

これは、先ほどありましたように太陽光発電を行うもので、場所は吉岡の帰りに通った〇〇の裏です。面積は1,065平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も出ております。申請地は、宅地化の状況が住宅、公共施設が連たんする区域内に隣接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であり、第2種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設は開発許可が不要です。転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号53の尾高について、地元委員さんから説明をお願いします。

16番（高橋委員）

53番の議案についてご説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、最初に現地調査した畑です。地目は畑で793平方メートルです。申請人は、昨年11月にも上新印で太陽光発電の事業をされておりまして、それも順調ということで、52番の吉岡の物件も同じ方ですけど、尾高でも太陽光発電施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水同意等もあります。申請地は、他の農

地区分には該当しない農地で、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当すると思われます。尾高は都市計画区域外ですので開発許可は不要です。転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

6番（森中委員）

あの、隣は住宅だったな。あそこの方の同意もあるわけ。

事務局（長谷川主任）

同意については、あくまで隣接耕作者、農地の同意ということで取っておりますので。

6番（森中委員）

なしか。

事務局（長谷川主任）

ございません。申請段階で、隣に家があるということで、その辺は、きちんとしておいてくださいと話をしております。

6番（森中委員）

放熱やら光の関係で住宅とよくトラブルがあるが、そういうがあるので、同意があつてかなあというふうに聞いたけども。後々から問題になることは無いですか。こういった同意がないのに。

事務局（長谷川主任）

農地法上でトラブルになることはございません。あくまで、当事者同士の話でございますので。

事務局（山本主幹）

失礼します。この度、譲受人さんは同じ方で、手続きに来られた方は行政書士の方でしたけども、確かに森中委員さんが言われましたとおり、隣に家があるときは、こういう形でしますと話をしとくようにと話しときました。書類上では、長谷川が言いましたとおり、隣に家があるからと言って添付書類はありませんですけど、来られた方には必ずそのように伝えております。

6番（森中委員）

農地なんかは別けども宅地の場合はな。

議長（三島委員）

他にございませんか。

高西会長

はい。事務局をお願いしておきますけど。以前にも話したけど、うちの集落の中にメガソーラーがあるが、〇〇さんが5,000坪にメガソーラーして、これはきちんと公害防止協定を結んで、この場合は面積が小さいけどもそういう面で隣地のなあ、説明をして同意を得てくださいはええけどな、文書でなあ、トラブルが起きたときは言った言わんが東京都と一緒に、文書でこげな具合をお願いしちゃうけん、隣家の住民の方にはよく説明をして、理解をお願いしますけんていうことで文書出いとかないけんよ。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました。

5番（安達委員）

枝葉の話になるかも知れんけど、和田の地内で部会でも審議した案件ですが、たまたま農地を回っていたら、やっと今頃になって施工しておられたんですよ。ここで審議してからかなり長いので、今頃ですかと施主さんに聞いてみたら、中電さんからなかなかOKが出ないと。この案件は一筆の面積が793で狭いですが。大体1反から1反5畝位が最低だと思ってましたけど、と言うのは敷地一杯にパネルを置くのではなく大体7割から8割なんでね。施工賃は高くなった、売電価格が下がるとのにえらいでないかなあって、聞かされたもので、そういうこともこれからも起きるのかなあとって見させてもらったんです。判定の基準にはなりませんけど。いらん事でした、すみません。

議長（三島委員）

他にございませんか。無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号54の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いします。

1番（生田委員）

バスの中で見たところです。詳細は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原の畑で面積は832平方メートルです。申請人は、製材業を営んでおりますが、木材を乾燥させた製品の需要が高まっており、それに対応するために既存の乾燥場に隣接する申請地に施設の拡張を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅、公共施設が連たんする区域に隣接する区域内の農

地でその規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。非線引き都市計画区域内であるため、3,000平方メートル未満であり、建築物も無いことから開発許可は不要であることを確認しております。転用については問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして10ページ議案第33号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が36件ございます。所有権移転が2件あります。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号10-1から16ページ番号10-15まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

では、利用権設定各筆明細について説明いたします。

13ページ番号10-1は、借受人の要望による貸し付けです。

番号10-2から番号10-4は、再設定です。

14ページ番号10-5は、借受人の希望による貸し付けです。

10-6及び10-7は、再設定です。

15ページ番号10-8は、再設定です。

番号10-9は、高齢化による経営縮小による貸し付けです。

番号10-10は、耕作不便、低生産のための貸し付けです。

番号10-11は、借受人の希望による貸し付けです。

番号10-12は、借受人の希望による貸し付けです。牛舎を建設する予定で、実行組合、土地改良区の同意もあります。

番号10-13は、再設定です。

16ページ番号10-14及び10-15は、高齢化による経営縮小による貸し付けです。

以上から番号10-1から番号10-15は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、18ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号10-1から番号10-17までを一括して審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

18ページ番号10-1及び10-2は、地権者の意向による貸付です。

番号10-3及び10-4は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号10-5及び番号10-6は、地権者の意向による貸付です。

19ページ番号10-7は、地権者の意向による貸付です。

番号10-8から10-10は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

20ページ番号10-11は、地権者の意向による貸付です。

番号10-12は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号10-13は、地権者の意向による貸付です。

21ページ番号10-14及び10-15は、地権者の意向による貸付です。

番号10-16は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号10-17は、地権者の意向による貸付です。

以上、番号10-1から番号10-17まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ないようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

高西会長

ちょっと。10-13とね、10-15を聞いてみますけど、10-13は和歌山県の人ですわな、これは新規就農者かな。

事務局（宅和係長）

これは、地権者が和歌山県の人、鳥取市の人でございまして、借りるのは中間管理機構でございます。

高西会長

ああ、そういう意味か。勘違いしとったわ。ほんなら、これから借り手を探すわけだ。誰に貸すかはまだ決まってないだ。

事務局（宅和係長）

少しお待ちください。今、調べています。この度、次の利用配分計画で借受人が出てきますので、決まっております。

議長（三島委員）

他にないでしょうか。

14番（松林委員）

10-13は、実際は家が地元にありまして、息子さんが仕事で外に出ているだけです。

高西会長

わかりました。

議長（三島委員）

そういたしますと採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、番号10-18について審議いたしますが、審議に入る前に農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件

の当事者である松林委員の退席を求めます。

(松林委員退席)

議長 (三島委員)

そういたしますと、番号10-18について事務局から説明を願います。

事務局 (河野主幹)

はい。番号10-18は地権者の意向による貸し付けです。

番号10-18は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく願います。

議長 (三島委員)

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

6番 (森中委員)

ちょっと聞いてみますが。松林さんは、利用権設定出しなあれど、逆に受けておられませんか。そういう記憶がありますが。

高西会長

ちょっと聞いてください。

事務局 (河野主幹)

今、台帳調べに行きました。

高西会長

それは、台帳調べるのはいいけど、松林さんに聞いてみるのが一番早いわ。

事務局 (宅和係長)

この吉谷につきましては、今、集落営農というような形で話が進んでおりまして、集約をしかけているところがございます。中間管理機構を通じて、集落で農地をまとめたら、地元で協力金がいくらか出るので、それを目指していると聞いています。

事務局 (長谷川主任)

受けてはございませんでした。

高西会長

出して借りることはいけないわけですか。

事務局（宅和係長）

出して借りることは、いけないことはありません。

高西会長

歯切れが悪いけど。

事務局（宅和係長）

実際、そういう例は多くはないと思います。

高西会長

森中さんが聞きなつたのは、そういうことを意味しちょうけん聞きなつたへんかなと思って

6番（森中委員）

というのは。自分が設定を受けて、逆に出すということは、受けながら出すというのはどういう理由かなって気がしたわけだ。

事務局（宅和係長）

おっしゃられることは、よくわかりますが、今、都合のいい農地と悪い農地を交換しあって、農地をまとめたりする事業が中間管理事業の役割の一つであります。ですから、そういうことは、今後もあり得ると思っています。中間管理機構を通じて、自分の都合のいいところを借りて、都合の悪い農地を都合のいい人に貸し出すということです。

6番（森中委員）

中間管理機構もよその人に出すだけ。

事務局（宅和係長）

ですから、一般的にあり得ることだと思っています。

6番（森中委員）

まあ、解約する分は別だけどなあ。

高西会長

要するに、事務局も歯切れが悪いようで自信が無げな感じだが、中間管理事業に出して、自分が別なところを耕作しとって、あそこが何

だけん管理機構を通じて耕作したいがということはええわけだな。

事務局（宅和係長）

いいと思います。

議長（三島委員）

そういたしますと採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議を終了しましたので、松林委員の着席を求めます。

（松林委員着席）

議長（三島委員）

続きまして、番号10-19から22ページ10-21までを一括して審議いたします。

事務局から説明願います。

事務局（河野主幹）

21ページ番号10-19は、地権者の意向による貸付です。

22ページ番号10-20及び10-21は、地権者の意向による貸付です。

以上、番号10-19から番号10-21まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく願います。

議長（三島委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ないようですので採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、24ページ所有権移転各筆明細について、番号10-1から10-2までを一括して審議します。

事務局より説明を求めます。

事務局（河野主幹）

はい。所有権移転各筆明細について説明いたします。

24 ページ番号 10-1 は、鳥取県農業農村担い手育成機構が買い取り、希望する耕作者に売却する予定です。
番号 10-2 は、地権者の要望により、規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は 143 アールとなります。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ないようですので採決したいと思えます。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に 25 ページ議案第 34 号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

26 ページ番号 1 から 29 ページ番号 9 について、一括して審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

26 ページ番号 1 から 29 ページ番号 9 まで全て、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

以上でございます。ご審議をお願いします。

議長（三島委員）

事務局よりご説明いただきました。ご質問等ございませんでしょうか。ないようですので採決したいと思えます。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨の回答をすることといたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

30 ページ（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 31 の 1 件を受理しております。

続きまして、31 ページ（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 48 から 33 ページ番号 62 までの 15 件を受理しております。

続きまして、34 ページ（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 33 から 35 ページ番号 39 までの 7 件を受理しております。

続きまして、36 ページ（4）非農地現況証明について、番号 13 から番号 15 の 3 件を証明しています。

続きまして、37ページから40ページ（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、4件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、41ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号37から番号45までの9件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

議長（三島委員）

本日予定しました審議は以上ですが、議題の追加はありませんか。

高西会長

ちょっと長谷川君、〇〇さんのが出てませんでしたか。

事務局（長谷川主任）

はい、出ております。

事務局（池口局長）

利用権設定の方で審議されております。

高西会長

わたしは、ちょっと気が付かだったなあ。

事務局（長谷川主任）

15ページの議案10-12で出ております。

高西会長

これは、説明はいりませんか？

事務局（長谷川主任）

今日現地調査をしたはずです。

事務局（山本主幹）

現地、見て参りました、皆さんと。

高西会長

わたし、部長と協議をしていましたので。失礼しました。

議長（三島委員）

無いようですので、事務局から連絡事項があれば。

事務局（宅和係長）

（事 務 連 絡）

議長（三島委員）

これもちまして、第139回農地部会を終了させていただきます。協力ありがとうございました。

閉 会 午後4時42分